



近畿税理士会

平成13年 1月15日発行

泉大津支部だより 新春号

No.4

発行／近畿税理士会泉大津支部 支部長 櫻本善夫

泉大津市東豊中町1-11-16 ユタカマンション202号

TEL.0725 (45) 8747

編集委員／櫻本善夫・川上忠廣・小柳孝平

謹賀新年

支部長 櫻本善夫



支部会員の先生には輝かしい21世紀の幕開けを迎えられましたこととお喜び申し上げます。

ミレニアムと新世紀についてはこの2年あらゆる媒体を通じて語られてきております。また本号では歴代支部長先生に“20世紀から21世紀へ”をテーマとした原稿を頂戴しておりますので、私はもっぱら税理士業界、支部の話題に限りたいと思います。

20世紀は過ぎました。当支部は21世紀のスタートを切らなければなりません。その助走というわけでもありませんが、一昨年から準備を始めております。まず、広報の充実をはかるため会報を発刊しました。また、いわゆるIT時代への対応をはかるべく情報化対策委員会と我々税理士の職域、業務の拡大をはかるべく業務対策委員会を新たに設置し、早速、支部のホームページを立ち上げました。対外的にも我々税理士をアピールしていかなければなりませんので、「税を知る行事」の一環として行なわれている中学高校生を対象とした税金の作文に対して“支部長賞”をもうけ、また中学校での租税教室も行ないました。業務拡大の一環として試行的に譲渡所得相談所の開設も決まりました。“税務援助”としての相談と“業務拡大のための納税者とのふれあい”としての相談とを区別して対応していく時代に来ているとも思われます。

いわゆる「大変な時代」に税理士会も、税理士の個々の事務所も、税理士個人も遭遇しております。支部役員一同、支部として出来る限りの努力をして参りたいと思います。

是非税理士会の一員としてのご理解、ご協力をお願い申し上げます。その意味でも支部の情報発信の場としてのホームページにアクセス数をもっと増やしていただきたいと思いますし、会員のページにもどしどし参加していただきたいと思います。

最後になりましたが、先生方のご健勝と、21世紀が先生方にとってすばらしい世紀であることを祈願致しまして私の21世紀新春のあいさつと致します。

新春号 主な内容

- 1面…謹賀新年
- 2面…新春特別寄稿
- 3面…同 上
- 4面…同 上
- 5面…心のひろば「上海旅行記」
- 6面…第4回誌上研修会
「平成12年分 所得税確定申告留意点」
- 7面…同 上
- 8面…告知板・原稿募集・編集後記



新春 特別寄稿

歴代支部長先生方に回顧録や雑感を記述して頂きました。掲載は就任順としております。



今年の年賀状から

税理士 阪 秋 廣

今年の年賀状のことばとして、

“隅を照らす、これ国の宝なり”

“道心の中に衣食あり、衣食の中に道心なし”

を、とりあげました。私も税理士登録してはや40年、そしてコンピューターの学校経営、つづいて計算センターの会社を設立以来30年。一時は100人超のスタッフをかかえて、四苦八苦しながら今日までよく維持し成長して来たと、従業員に感謝しております。この間、“恕”の精神を経営方針としてやってきました。

20世紀最後の10年は“失われた10年”と言われるように、日本経済はアメリカに大きく引き離されました。ここ2～3年を見ても、金融機関、生損保会社、一般企業のなりふりかまわぬ合併や企業統合が数多くありました。更に流通企業の大型倒産やメーカー各社の大幅なリストラ等、暗い材料の多い世紀末でした。

政府は遅ればせながら、IT革命で5年後には世界でトップの情報先進国になれるよう必死です。われわれのような小事務所も、社会の動きに遅れぬようにと随分以前からコンピュータを導入し、最近ではLANの導入に踏み切らざるを得ない状況にいたりました。今後更に法人化問題など変化の激しい業界になるでしょう。

年頭にあたり、先生方の御発展、御健康を御祈り申し上げます。

古稀を迎えて

税理士 船 富 勝

去る2000年11月19日に私達、昭和19年高石小学校卒業の同窓会を催しました。故人となられた恩師17名、同窓生51名でございました。

思いもよらず我一人不思議に生命永らえて（軍歌「戦友」の一節）の心境でございました。

私は、昭和42年3月税理士登録を受け、過去を振り返るゆとりもなく30有余年、時は流れました。いまや日本の人口の9割が1930年以降の生まれとなり我々と違って戦時経験がない世代に移り変わりました。

近年の社会、経済の進歩は我々の業界にも多大の影響を及ぼします。私も急激な変化の中でIT社会でリストラされないよう切磋琢磨し、「人生は長いだけじゃない。深さです。幅です」を座右の銘とし、残りの人生（何年かわかりませんが）頑張る所存でございます。

20世紀を振り返り、21世紀へ向けて

税理士 畑 中 榮 造

今から100年前、世紀の変わり目は、西暦とは無関係だったはずの日本が、100年後の今年
は、やれ世紀末とか、新世紀とか毎日毎日、新聞、TV等で報道されています。

20世紀の日本は、先進諸国に追いつこうと邁進したあげく、戦争に明けくれ、日本人の間
に大国意識が盛り上がっていき「文明開化」の道をひた走りに走りその結果、戦争の世紀と
いわれる事になったのです。

昭和20年、1945年に敗戦となり、貧困破壊の世界から、100年前と同じように復興という
名の下に、一生懸命努力した結果今日の繁栄が築かれたのです。この年になって思う事は、
人間には貴賤がなく平等であるという事、しかし社会には、機関車的存在の人も必要です。
これらの人々は進路を誤る事なく、国民が納得する進路を示して頂き、21世紀は急がずゆっ
くりと、戦争のない世紀になってくれる事を願います。

新世紀に向けて

税理士 佐 藤 修 吾

新春おめでとうございます。

1889年明治欽定憲法公布、富国強兵に向かう94年日清、04年日露、18年シベリヤ出兵暗
黒の時代に突入、25年治安維持法成立、27年金融恐慌がはじまり大不況となる。31年満州事
変満州国建国上海事変に拡大、遂に41年真珠湾攻撃、45年日本降伏、激動の前半であり、戦
後平和憲法の制定、経済荒廃経済復興に努め、世界的に経済大国に成長した。これは古人の
いうように「反省に反省を重ね一時も休まず進歩前進すべきでありこれで満足した時は進歩
が退歩に変化する。」このことを実践した結果であると思う。21世紀に入り世界は激しく急
速に変化するであろう。過去を反省し世界の或る地域に紛争が発生するだろうが、平和主義
に徹し国際社会に貢献出来る努力をしたいものです。

会計人として国際会計基準の動向を研鑽して、時代の大きな流れに従って職業的専門家と
しての注意を致したいと思う。

初 夢

税理士 久 保 慶 明

2001年明けましておめでとうございます。

バブル経済華やかなころ、支部長や本部役員を経験させて頂いて10年余、この間経済や社
会環境は一変し規制緩和や国際化といった大きな変革の波が容赦なく我々を襲ってきました。

「倒れるはずがない」と信じられてきた金融機関や大手企業の倒産が相次ぎ、企業の統合
や合理化によって生き残りを賭けた懸命の努力がなされております。

我々税理士業界も例外ではなく、群雄割拠の時代から脱却し、遠からず実現するであろう税理士法人等合理化された協調の時代へと進んで行くべきではないかと考えております。更に会計士、弁護士、司法書士等関連する専門家が協力して合理的なワンストップサービスを提供することを夢見ております。

会計基準の国際化、複雑化する税法関係法令、既に一部地域で試行段階に入ろうとしている電子申告等々、次々に押し寄せる大きな時代の波に押し流されないように、老骨に鞭打って頑張ろうと決意を新たにしているところです。

年頭にあたり、先生方のご健闘をお祈り申し上げます。

好きな言葉

税理士 幸野 陸 紀

「不将 不迎 應而 不蔵」（莊子）

不^レ将=オクラズ=過ぎ去ったことをくよくよ悔やまない。不^レ迎=ムカエズ=先のことをあれこれ取り越し苦労をしない。應而=オウジテ=事態の変化に対応して。不^レ蔵=ソウセズ=心に何もとどめない。

私がこの言葉に出会ったのは、10年程前、当時新日本製鉄副社長の古賀憲介氏のコラムであった。早速「座右の銘」として頂戴することにした。

白寿（99才）を迎えた先師が、五十=天命ヲ知ル、六十=耳順、七十=心ノ欲スル所ニ從ヒ矩（のり）ヲ踰（こ）エズの域を経て、最後に到達されたのがこの心境ということになる。歌の文句ではないが、右を見ても、左を見ても、暗い話題ばかりが目につく今日この頃ですが、日本人の英智と勇氣と情熱をもって事に当れば、必ずや21世紀は明るい社会を取り戻す事が出来るものと確信して！！

私の支部長時代

税理士 森 永 牧 雄

新年、明けましておめでとうございます。

2001年、日本再生へ向けての第一歩の年。昨年は政治、経済、教育を含め、暗い年でした。私はといえば、夏以降、色々な体験、社会勉強等、久しぶりにさせていただきました。楽しかったです。人間、誰しも相反する二つの顔（10以上の人も居るみたい。）というか、性格、人格、人間性ともいうかを持ち合わせていると思います。本当の自由と先輩、後輩、の秩序をなくし教育改革、ついでに我が輩は、お人好しで、直情、単純であります。支部長時代、それゆえ直前、幸野先生始め、先輩先生、役員や新人類先生方の協力と、その時の税務署の統一された公務員の範たる人達、（今頃、お礼を申し上げます。）のお陰で、2期4年を無事終わりました。単純ゆえにあっさりと次へと。（本人は思慮深いつもり）皆、それぞれの立場で、明るい次世代の為に、何歳になっても頑張らしましょう。

心のひろば



上海旅行記

辻 公平

10月14日。「只今より着陸態勢に入りますので…」というキャビンアテンダントの流暢な台詞で眠りかけていた体が起こされた。機外に目をやるとセピア色の光景が一面に広がっていた。どんよりとした雲、褐色の河、一目で人工的に造られたであろうと想像される一直線に延びた運河、運河のまわりにはりつく田園、点在するブロック造りの家。関空から約2時間、札幌や沖縄に行く距離である。その場所に上海浦東国際空港があった。先ほど見た光景とは相反し、同空港は近代的な建築物であった。ギャップに驚きを感じながら、正直、ここって日本？って錯覚も。しかし、お出迎えの「公安」というバッジをつけた入国管理官の態度に「中国」と初めて接することになる。

空港を出ると、ニコッと微笑む現地のガイドさんが待ち構えていた。彼はちょっと太めで見るからによさそうな人であった。上海市内へ向かうバスの車窓は、上海市内に近づくにつれ、のどかな田園風景から近代的なビルと長屋のような家が同居している風景に変わっていった。

市内に入っただけ、我々は、豫園（よえん）に案内された。明代の名園で中国建築の楼閣や橋で有名な所である。旧正月によくニュースで映し出される場所なので「ここやったんか！」と、ちょっぴり感動。この豫園、テレビでは橋と楼閣しか映し出されないが、行ってみると、近所には金で彩られた派手な宝飾店や漢方薬店が立ち並んでいて、その店構えの派手さに驚かされた。この日の夜、噂に聞く「上海蟹」を食べた。小さな渡り蟹を濃い味付けで調理したもので、身がほとんどない。思わず「どこを食べるの？」とガイドさんに聞いてしまう。「しゃぶるんです」って答えが…。中には爪楊子で身を取り出して食す先生もおられましたが、手が大変なことになるされていました。

10月15日、上海市内からバスで約1時間半の蘇州へ案内された。唐詩「楓橋夜泊」で有名な寒山寺、中国最古のレン

ガ塔、虎丘斜塔（本当に傾いてました）、拙政園、刺繍研究所などを次々と観光名所を巡り歩いた。

この日の私の興味は、何故か観光名所ではなく、行き交う人達であった。蘇州は韓国や日本の企業と絡んだ工場の町で、車窓から見える人達の表情には、裕次郎の映画で感じられるような活気を感じることができる。昔の日本もこんな感じだったんだろうかと、ふと想像してしまった。現地の人に関する興味は、この日一日続くことになる。

上海に戻った後、上海雑技団の公演を観覧し（少し居眠り）、夕食は上海蟹という絵に描いたようなオブショナルツアーコースで、現地の人と触れ合う時間を持てなかった。そんな中、案内された何軒かの土産物屋で現地の人と話す機会があった。話すと言っても向こうは商売なので、普通の話はしなかったが、物をなにせ売りたいという気迫を感じるものであった。ここでも妙な活気を感じる。値段はあてないようなもので、こちらが日本で買うとどれくらいと思う値段が、最終的な値段になる。

この日最後に向かったのが、黄浦江の辺に面する外灘（わいたん）と呼ばれる夜景の美しい場所だった。河の向こうには東方明珠（とうほうめいじゅ）と呼ばれるテレビ塔や近代的な高層ビルが立ち並び、河のこちら側には、石造りのレトロな建物がライトアップされて立ち並ぶ。ガイドさんは、河の向こうを指差し、「21世紀の上海です」と説明し始める。河のこちら側についての説明はほとんどなかったが、消え入るような声で「忌まわしい…」と聞こえたような気がした。その時、ふとその場に居る人達を見ると、中国からの国内旅行で来ている人達は、例外なく21世紀の上海を背に写真を撮っていた。今日一日触れたかった活気は、今に生きる中国人の前向きなひたむきさだったような気がした。彼らと相反し、河のこちら側のセピア色な景色を見て、この日観光した蘇州の遠い過去ではない半世紀前の歴史に思いをはせている自分が居ることを改めて認識した。



平成12年分 所得税確定申告留意点

研修委員会 上吹越 弘

項 目	内 容
還付申告書提出期限 (所法 122) (通則法 74)	○ 還付金の請求権は、その請求 できる日から5年の間に行 使しない場合は、時効により 消滅する
① 確定申告書の提出義 務がない場合…… 給与所得者等)	平成 8年 9 10 11 12 13 ① ② ③ ④ ⑤ 1/1 ↑ 12/31 ↑ (提出できる日) (最終期限)
②(確定申告書の提出義 務がある場合…… 確定所得申告者等)	平成 7年 8 9 10 11 12 13 ① ② ③ ④ ⑤ 2/16 ↑ 2/15 ↑ (提出できる日) (最終期限) ※ 上記の取り扱いは、還付を受 けようとする年分の確定申 告書の提出がされていない 場合に限る
※②確定申告義務者	a その年中の「所得の合計額」が 「所得控除額の合計額」を超え かつ、 a を基として「算出した税額」 が「配当控除額」と「年末調整によ り控除される住宅借入金等特別 控除額」の合計額を超える者
※①給与所得者等	②以外の者、②に該当する者で 所定の要件を満たすため確定申 告を要しない給与所得者・退職所 得者

(更正の請求)(通法 23①)	
納税申告書を提出した者	法定申告期限から1年以内
確定申告義務のない者の 還付等を受けるための 申告書にかかる更正の 請求	「その申告書を提出した日」から 1年以内 ※ ①②のいずれか遅い日とす ることができる ①税額があるとした場合の 法定申告期限 ②申告書を提出した日 (例1)平成12年2月20日提出 ①12年3月15日 ②12年2月20日 (例1)(更正の請求期限) 平成13年3月15日 ← ∴遅い日①12年3月15日 (例2)平成12年4月20日提出 ①12年3月15日 ②12年4月20日 (例2)(更正の請求期限) 平成13年4月20日 ← ∴遅い日②12年4月20日
(期限の特例)	
国税に関する法律に定め る申告、申請、請求、届 出その他書類の提出、通 知、納付又は徴収に関す る期限	期限が下記の日に当たるとき 翌日をもって期限とみなす ○ 日曜日、国民の祝日 ○ その他一般の休日 ○ 政令で定める日
※ 時をもって定める期 限その他政令で定め る期限を除く (通法 10-2)	※①土曜日 ②12月29日、30日、31日 (通令 2-2)
消費税各種届出書 提出期限	「消費税課税事業者選択届出書」 等特例制度を選択し又は適用を やめようとする場合に提出する もの…… いつまでに提出しなければなら ないという「期限」を定める規定 になっていない。このため、これ らの届出書…期限の特例適用は ないものとして取り扱われます



申告期限前に提出された申告書 (所基通120-2)	○2月15日以前に提出された確定申告書・・・期限内申告書として受理される
郵送した申告書の提出時期	○その郵便物の通信日付印によって表示された日・・・提出日
短期譲渡所得 (総合)	資産をその取得の日以後5年以内に譲渡したことによる所得をいう
長期譲渡所得 (総合)	短期譲渡所得以外の譲渡所得

土地建物等の長期譲渡所得 (分離)
短期譲渡所得 (分離)

12/31

12年中譲渡

←この期間に取得した土地・1/1建物等・・・短期譲渡所得→

	平						
6	7	8	9	10	11	12	

長期譲渡
所得となる
取得期間→

〈合計所得金額の意義〉(所法2①30)

- ① 利子所得 (原則分離)
- ② 配当所得 (一部分離)
- ③ 不動産所得 (総合)
- ④ 事業所得 (総合)
- ⑤ 給与所得 (総合)
- ⑥ 譲渡所得 | 短期 (総合)
| 長期 (総合)
- ⑦ 一時所得 (総合)
- ⑧ 雑所得 (一部分離)
- ⑨ 土地建物等の譲渡所得 (分離)
- ⑩ 土地の譲渡に係る事業所得、雑所得 (分離)
- ⑪ 山林所得 (分離)

損
益
通
算

合
計
所
得
金
額

1/2
1/2

- ⑫ 株式等に係る譲渡所得 (分離)

○・・・損益通算
できる損失

- ※1. 分離課税の譲渡所得の金額……特別控除前の金額
2. 損失の繰越控除……適用前の金額
3. 合計所得金額に含まれない所得
① 非課税所得〔所基通2-40(1)〕
② 措置法の規定によって源泉分離課税とされる所得
措置法の規定によって源泉分離課税の適用をうけた所得
(措法3、3-3、8-2～8-5、41-9～12、旧措法37-11)
③ 確定申告をしないことを選択した配当所得
(措法8-6)



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06)6941-6888
FAX (06)6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

版奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保険プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシンレンタル
保養施設

〈支部行事〉



8月1日	支部ホームページ開設
10月14日～16日	支部旅行（上海）
11月4日	泉大津市立東陽中学校にて租税教室実施 （詳細は、近畿税理士界第440号7頁参照）
11月13日～17日	“税を知る週間”行事への参加
14日	無料税務相談 於サティ
16日	同 上 於ダイエー
15日	納税表賞式 於サンルート関空
24日	支部研修会並びに国民生活金融公庫との情報交換会 於テクスピア大阪
1月17日	支部連絡協議会 於アルザ泉大津
同	新年懇親会 同 上
4月	会員と家族・職員との懇親会

※上記には、今後の予定も含んでいます。

〈会員の異動〉

転 入	平成12年 8月29日	宮田 和義 先生	堺支部より
	事務所：〒592-0003 高石市東羽衣3-1-13 マックビル2F		
	TEL：0722-65-2086		
転 出	平成12年 8月29日	井田 よしみ 先生	堺支部より
	事務所：同 上		
	TEL：同 上		
転 入	平成12年 8月14日	中尾 信雄 先生	泉佐野支部へ
	平成12年 9月 1日	飯端 一郎 先生	堺支部へ



転入のごあいさつ

宮田和義 先生

登録は昭和61年ですが、堺支部、天王寺支部、また堺支部と転籍し、この度、泉大津支部へお世話になることとなりました。

何分上記の様に転籍してまいりましたので、会務等に関しまして、ご指導いただきますようお願いいたします。

井田よしみ 先生

堺支部より宮田先生と共に転籍し今度お世話になります。宮田先生と同事務所に登録させていただきますいておりますが、未だ一人立ちできず、宮田会計事務所の仕事をしておりますので、勤務税理士の立場です。税理士会のごことはほとんど何も知りませんのでご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

原稿募集！

支部だよりはホームページでもご覧になれます。広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。書式は、24文字×70行前後として、業務に関することや随想など、会員先生の声をお寄せ下さい。

お問い合わせは、広報委員会・小柳まで



年に2回の発刊を続けてきたこの支部だよりも、2回目の新春号をお届けできました。ホッ！！

ようやくお正月気分……ウム？
年末調整が残っていた！！

次号からは新構成の広報委員会に引き継がれますが、尚一層ご愛読下さることを願いつつ。(K)